

# 令和5年度さいたま市立東岩槻小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立東岩槻小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- (4) いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- (6) 学校の職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、東岩槻小学校いじめ防止対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- (7) 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (8) いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- (9) 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## 3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ防止対策委員会にて適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つが満たされているものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

## 4 組織

(1) 東岩槻小学校いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- ① 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- ② 構成員 校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学区内中学校長、学校運営協議会代表、主任児童委員  
※その他必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、児童相談所、福祉課、支援課などの構成員以外の関係者を招集できる。
- ③ 役割 いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割があげられる。

【未然防止】いじめの未然防止のためいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を適宜行う。
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

- ④ 開催
  - ・定例会 4月・5月・2月（年3回実施）
  - ・校内委員会
  - ・臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- ⑤ 内容
  - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び取組の進捗状況の確認、定期的検証
  - イ 教職員の共通理解と意識啓発
  - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
  - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
  - カ 発見されたいじめ事案への対応
  - キ 構成員の決定
  - ク 重大事態への対応

## (2) 児童いじめ防止対策委員会

- ① 目的 いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- ② 構成員 児童会長ほか児童会役員、各委員会委員長、クラブ活動部長
- ③ 開催 ・定例会  
・臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- ④ 内容 ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。  
イ 話し合いの結果を学校に提言し、適切な助言を得る。  
ウ 提言した取組を全校児童に発信し、推進する。  
エ 中学校生徒会と連携し、いじめ防止の取組等を行う。

## 5 いじめの未然防止

### (1) 道徳教育の充実

- ① 教育活動全体を通して
  - ・「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において道徳教育に資する学習の充実に努め、全職員の協力体制を整える。
  - ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
  - ・「感謝」「いい気分」「ほめ言葉」などの言葉を例に、友達の良いところを見つけようとする心を育み、温かく前向きな言語環境をつくる。
- ② 道徳の時間を通して
  - ・「2主として人との関わりに関すること」の内容項目を確実に言い、豊かな人間性を育む。
  - ・1時間の道徳の授業の中で、学習した内容項目と関わりのある身近で具体的な事例を取り上げた話し合い活動を設定し、道徳的諸価値の習得を目指す。

### (2) 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して

- ① 実施要項に基づき、児童の実態に応じて以下の内容に取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
  - ・児童会による、いじめ撲滅キャンペーンの展開
  - ・校長等による講話
  - ・「いじめ防止指導事例集」等を活用した学級担任等による指導
  - ・学校だより等による家庭・地域への広報活動

### (3) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間」に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- ・「相手が元気の出る話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- ・直接体験の場や機会を通して  
教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

・「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

(4) 同学年・異学年交流活動を通して

①交流活動 特別活動・すわっ子タイムの時間を活用して（年間を通じて）

・学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って同学年・異学年の友達と活動する楽しさを味わうことができるようにする。

・児童が同学年、異学年との活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。

(5) 「いのちの支え合い」（SOSの出し方に関する教育～自殺予防教育～を含む）を学ぶ授業を通して

①授業実施学年 全学年

※実施時期は、原則、特別活動年間指導計画に準ずるが、できる限り早い実施を目指す。

児童自身が、相談することの大切さを理解し、相談スキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられている児童がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(6) メディアリテラシー教育を通して

①授業実施時期 4・5・6年生 6月

「スマホ・タブレット教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォン、携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

(7) 保幼小交流会を通して（コロナウイルス感染症の状況に応じて実施を判断する）

次年度に入学してくる保育園や幼稚園の園児と関わる中で、児童が年長者としての自覚を持ち、児童の自律心を高め、自己指導能力を身に付けることをねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

(8) 小高交流を通して

高校生とのかかわりを通して、自分の将来像を想像させ、長期的な目標をもたせることで、自己肯定感を高め、いじめの防止を図る。

## 6 いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### (1) 日頃の児童の観察

- ・早期発見のポイント
- ・児童の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を速やかに管理職に報告すること。
- ・関係職員で情報を共有すること。

- ① 健康観察 朝の会で呼名しながら、一人ひとりの表情を確認
- ② 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、私物への落書き など
- ③ 休み時間 孤立、頻繁に保健室、からかいの対象 など
- ④ 給食時間 食欲なし、机が孤立、当番の押し付け など
- ⑤ 集会活動 ペアにならない、仲間外れ、不公平な言動
- ⑥ 登下校指導 独りぼっち、荷物を持たせられる等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 「心と生活のアンケート」の実施時期及びアンケート結果に応じた面談の実施

- ① アンケートの実施 4月、9月、1月 年3回  
※その他必要に応じて簡易検査等
- ② アンケートの結果 学年、学校全体で共有する。
- ③ アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのぐらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

### (3) 毎月の「いじめに係る状況報告調査」の報告

- ① アンケートなどを活用し、毎月の「いじめに係る状況報告調査」の参考とする。
- ② いじめの疑いがある場合は、速やかに手引きに従って対応する。

### (4) 教育相談日（週間）の実施

- ① 年5回（保護者が行事等で来校しない月）を教育相談日とし、放課後に相談時間を設定する。
- ② 年2回（10・11月）は教育相談月間を設定する。
- ③ 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ・「教育相談日のお知らせ」の発行
  - ・さわやか相談室だよりの発行

### (5) 個人面談の実施

- ① 個人面談（5月・12月）を活用し、保護者からの聞き取りを行う。
- ② 保護者からの聞き取り内容の活用 面談シートに、「児童からの情報(それに基づく教師の対応)」、「保護者からの情報」を記録するなどして、学校全体で情報共有し、該当児童及び保護者との面談を実施する。

### (6) 地域からの情報収集

- ① 民生・児童委員や子どもを守る会、地域の方々を含めた、スクールサポートネットワークにおける情報共有、連携を生かし、児童に関する情報を集め、必要に応じて情報共有して対応する。

また、学校運営協議会（年3回）の定例会等を活用し、情報収集を行い、必要に応じて対応策を協議する。

② 桜山中学校と連携し、登下校時や放課後の児童の情報収集を行う。

## 7 いじめの対応

学校の特定の教職員がいじめにかかわる情報を抱えまないよう、教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- ・ 校長は、組織的な対応の全体指揮を行う。いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ 教頭は、情報を集約し、校内組織を活用して情報を共有する。
- ・ 教務担当者は、いじめ防止対策委員会開催日程等の調整を行う。
- ・ 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童や通報してきた児童の安全を確保する。
- ・ 学年主任・学年担当教員は、見ていた児童や間接的に関係する児童から情報収集する。
- ・ 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
- ・ 教育相談主任は、さわやか相談員やスクールカウンセラーと連携して対応する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか等の情報収集を行う。
- ・ 養護教諭は、保健室来室記録等を参考に情報提供する。
- ・ 専科教員やクラブ活動や委員会活動、通学班担当教員は、児童等からの情報収集を行う。
- ・ さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- ・ スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- ・ 保護者は、家庭での子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時には、直ちに学校と連携する。
- ・ 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた時は、学校等に通報又は情報提供を行う。
- ・ 学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめにかかわる情報を報告し、組織的な対応につなげていく体制を整備する。

## 8 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方

針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

(2) 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(3) 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

<学校を調査主体とした場合>

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の児童・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など調査に協力する。

## 9 研修

(1) 職員会議

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の確認及び周知徹底（年度当初 生徒指導・いじめ防止対策委員会）

全教職員で基本方針の内容を確認し、情報共有や連絡・相談等について周知徹底を図る。

- ② 「学校いじめ防止基本方針」の修正（2学期・年度末 職員会議）

いじめ防止対策委員会や生徒指導委員会等での話し合いを踏まえて、組織的に対応できるように体制を整えるとともに、基本方針の修正へとつなげる。

(2) 校内研修

- ① 「学びの自律化と個別最適化そして探求化」についての研究（令和4年度～）

日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力の育成を目指し、理数科等における

「個別最適な学び」について研究することで、

- (i) 自分の考えを伝えられる子、自分で考え、行動する子を育成する。
- (ii) 自分も仲間も大切にできる子、互いに高めあい、協働する子を育成する。
- (iii) 粘り強く挑戦する子、心も体も鍛える子を育成する。

② 生徒指導・教育相談に係る研修（実施時期 8月 教育相談・生徒指導研修）

児童理解、教育相談的アプローチ等について研修を深め、ベテランと若手が互いに学び合い、現実に即した研修とする。

③ 情報モラル研修（年間を通じて タブレット研修）

ソーシャルネットワークサービス（ラインやフェイスブック等）の普及により、予想されるさまざまな課題について、理解を深め、児童及び保護者に適切な指導・助言ができるよう研修を深める。

④ 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する

（実施時期 8月 人権教育研修）

## 10 PDCAサイクル

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定  
検証を行う期間 各学期とする。

(2) 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- ① 「取組評価アンケート」の実施時期 実施時期 11月(学校評価と兼ねる)
- ② いじめ防止対策委員会の開催時期 各学期1回(4に示したとおり)
- ③ 校内研修会の開催時期 通年・夏期休業中(9に示したとおり)